

社会福祉法人芙蓉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芙蓉会定款第5条、第6条及び第16条の定めるところによる役員、評議員等及び評議員選任・解任委員、並びに苦情対応第三者委員の報酬等について定めるものである。

2 理事長及び業務執行理事に報酬を支給することができる。

(経理の区分)

第2条 前条の規程に要する費用は、本部会計の負担とする。

(手続)

第3条 第1条の報酬等を支給するときは、別に定める役員報酬等支給内訳を手交し、銀行振り込みにて10日以内に支払いを行う。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 交通費は、その実費として報酬と併せて支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により月額報酬等を支払うことができる。なお、報酬等の支払いは、月額報酬明細書を手交し、芙蓉園拠点区分の給与規程第8条1項に基づく支給日に、銀行振り込みにて支給する。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により日額報酬及び交通費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により日額報酬及び交通費を支払うことができる。

4 交通費は、その実費として報酬と併せて支給する。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 1 により日額報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 交通費は、その実費として報酬と併せて支給する。

（評議員選任・解任委員・苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第 7 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員選任・解任委員が、評議員選任委員会へ出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表 1 により日額報酬及び交通費を支払うことができる。
- 4 交通費は、その実費とする。

（理事長の慰労金）

第 8 条 理事長が退職する場合は、功績に応じて慰労金を支払うことができる。慰労金額については理事会で決定する。

（適用除外）

第 9 条 常勤の役員や施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

- 2 常勤の役員や施設の職員を兼務する役員等に対する報酬は、職務に従事する拠点区分の給与規程に基づき報酬の支払いを行う。

（改正）

第 10 条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成元年 2 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 21 年 5 月 30 日から施行する。

この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 24 年 10 月 27 日から施行する。

この改正規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

この改正規程は、平成30年12月 1日から施行する。

この改正規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。

この改正規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表 1（日額）

名 称	報 酬 額
理事会等	1 2, 6 4 0 円
評議員会等	1 2, 6 4 0 円
評議員選任・解任委員会	1 2, 6 4 0 円
苦情対応第三者委員会	1 2, 6 4 0 円

別表 2（月額）

名 称	報 酬 額
報 酬 月 額	5 0 0, 0 0 0 円以内とする
期末勤勉手当（6 月）	報酬月額の 1. 5 ヶ月分以内
期末勤勉手当（12 月）	報酬月額の 1. 5 ヶ月分以内

※ 月額報酬・期末勤勉手当は、1 週間で業務に従事する日数に応じて決定する。